

一日人間ドックを受けてみませんか

▷申込先/問い合わせ先=JAおおふなと生活経済課【大船渡購買センター(☎②64044)】

▷会場・期日

- ・JA岩手県厚生連県南センター(金ケ崎町)
5月7日(火)~10日(金)・13日(月)~15日(水)
 - ・JA岩手県厚生連人間ドックセンター(盛岡市)
5月16日(木)・17日(金)・20日(月)
- ※JA岩手県厚生連が送迎します。
※期日以外の日程を希望する人は、JAおおふなにご相談ください。その場合、送迎はありません。

▷対象=どなたでも

▷受診料(税込み)

男性=42,120円/女性=42,660円

- ▷申込方法=保険証と受診料を持参の上、市内のJAおおふなと各支店でお申し込みください。
※申込用紙は市役所国保年金課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所、保健介護センター、市内のJAおおふなと各支店で配布しています。

▷申込期間=3月25日(月)~4月5日(金)

■助成制度をご利用ください

①市・JA助成金

▷対象=平成32年3月末までに35~69歳となる人で、平成30年度の一日常人間ドックにおいて、市・JA助成金を受けていない人

▷助成額=11,000円

②大船渡市国保助成金

▷対象=平成32年3月末までに40歳以上となる人で、一日常人間ドック受診日に大船渡市国保に加入している人

▷助成額=6,276円

※①②両制度の対象となる人は、併せて助成を受けることができます。



工場などを新増設する企業に補助金を交付します

▷申込先/問い合わせ先=みずほ情報総研(株)社会政策コンサルティング部(☎03-6826-8611)】

~津波・原子力災害被災地域雇用

創出企業立地補助金(九次公募)~

東日本大震災で特に大きな被害を受けた地域の産業復興を推し進め、雇用の創出を通じて地域の活性化を図るため、工場などを新増設する企業に、補助金を交付して支援します。

▷対象

市内で対象施設を新増設する民間事業者

▷対象施設

- ①製造業のための工場
- ②物流施設
- ③試験研究施設
- ④コールセンター、データセンターまたはその類似施設
- ⑤東日本大震災復興特別区域法に規定する復興推進計画に基づく施設であり、立地する県知事が特に認める施設であって、基金設置法人が認めるもの

▷対象経費

土地・建物・機械設備などの取得費、これらに

合わせて実施する附帯工事費

▷補助率=大企業1/3以内、中小企業1/2以内

▷補助上限額=原則30億円

▷交付要件

投下固定資産額5千万円以上で、新規地元雇用者数3人以上

※機械設備のみの投資計画は補助対象外

▷応募締切日=5月27日(月)正午必着

▷応募先住所

〒103-0027東京都中央区日本橋3-13-5KDX
日本橋313ビル5階みずほ情報総研(株)社会政策コンサルティング部

▷その他

- ・応募方法など、詳しくはみずほ情報総研(株)のホームページ(<http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/09/index.html>)をご覧ください。
- ・電話受付時間は午前10時~正午、午後1時~5時です。



住み慣れた地域で安心して暮らすために~高齢者の権利擁護を考えましょう~

▷問い合わせ先=地域包括支援センター(☎②2943)

高齢者の権利擁護とは、判断能力の低下や、虐待・詐欺など、生活する上で問題を抱えている高齢者の、権利や生きる尊厳を守ることです。代表的な例としては、高齢者虐待とセルフネグレクト(自己放任)があります。

■高齢者虐待とは

高齢者虐待とは、主に次のような行為が挙げられます。

- ▷身体的虐待=殴る、蹴るなどの暴力的行為や、外部との接触を遮断する。
- ▷介護や世話の放棄(ネグレクト)=介護や生活の世話を放棄、放任する。必要な医療や介護サービスなどを正当な理由なく制限する、または利用させず、本人の身体、生活状況を悪化させる。
- ▷心理的虐待=脅しや侮辱などの言語、威圧的な態度、無視などで精神的苦痛を与える。
- ▷性的虐待=本人との合意なしに性的な行為またはその強要をする。
- ▷経済的虐待=本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の金銭の使用を理由なく制限する。



高齢者虐待は、高齢者本人の認知症やそれに伴う介護者の負担のほか、本人と介護者のそれぞれの性格や病気、障がい、これまでの家族関係などさまざまな要因があり、家庭内で発生するため外からは見えにくいものです。

問題を自分たちだけで抱え込まずに、早めに公的な相談機関などを利用することが虐待の防止につながります。

■セルフネグレクト(自己放任)とは

セルフネグレクトとは、自分の意思、認知症や精神疾患などから、生活に関する能力や意欲が低下し、他者に助けを求めず放置している状態をいいます。

自分の健康、安全を損なうことは、地域で安心して暮らすというあたりまえの権利を自分自身で侵害している状態と言えます。

■高齢者の権利を守るために~成年後見制度(法定)~

こうした高齢者の権利が侵害されている状態から守る方法の1つとして、成年後見制度(法定)があります。

認知症などで判断能力が不十分な場合、必要な援助を求めることが難しかったり、財産管理や契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しかったりすることがあります。また、内容をよく理解しないまま契約してしまい、悪徳商法や詐欺被害に遭う恐れもあります。

成年後見制度は、家庭裁判所への申し立てによって本人の判断能力の程度や状況に応じた後見人が選任され、必要なサービスの契約や財産管理などを代行することで、本人の権利を守り、日常生活を支援する制度です。

後見人は親族、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人などの中から、家庭裁判所が適任者を選任します。

また、後見人には、支援できる権限が異なる後見人、保佐人、補助人の3種類があり、本人の判断能力に応じて決定されます。

※成年後見制度には上記の法定後見制度のほか、自分が後見人になってもらいたい人物とあらかじめ契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

■まずはご相談ください!

地域包括支援センターでは、介護サービスや認知症に関すること、高齢者についての虐待や成年後見制度などに関する相談を受け付けています。

住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して過ごしていけるよう一緒に考えていきましょう。

